

平成 28 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 28 年 6 月 3 日 (金) 15 時 00 分～17 時 00 分
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、山井、井上、三屋の各副本部長
佐藤、星、高山、緒方、白砂、河野、土江、伊藤、望月、三和、神谷、
富田、宗像、工藤の各常任委員 計 18 名
〈欠席(委任)〉河原、明比、原、岡本の各常任委員 計 4 名
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会
議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
〈事務局〉河内事務局長、小林部長、菊地課長、栗原課長代理
他少年団課員 7 名

設置規程第 18 条第 2 項により、坂本本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について《資料No.1》

6 月 4 日開催の平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会における議案、報告事項につ
いて諮り、これを承認。

(2) 平成 27 年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について《冊子、資料No.2》

平成 27 年度の活動報告及び決算について諮り、いずれも承認。活動報告は「平成 27 年度ス
ポーツ少年団育成報告書」の提示をもって報告とした。

なお、本件は 6 月 4 日開催の平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会、6 月開催の日
本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得る
ことを説明。

【決算の主な内容】

〔収入の部〕

・登録料収入

予算に対し、団員は 20,751 名減の 699,249 名、指導者は 14,720 名増の 200,920 名
となり、合計で 4,078,700 円増の 350,418,700 円となった。

・補助金等

「国庫補助金」は、日中青少年スポーツ団員交流の派遣者数の大幅減により 3,423,197
円の減。「スポーツ振興基金助成金」は、助成先の査定による助成金の減額により
13,531,000 円の減。「スポーツ振興くじ助成金」は、助成先の査定による助成金の減額
により 24,698,964 円の減。「スポーツ安全協会助成金」及び「ミズノスポーツ振興財団
助成金」は、予算同額。

以上、「補助金等」は全体で、41,653,161 円減の 134,553,839 円となった。

・負担金

スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会の参加者負担金が
増額となったものの、日独スポーツ少年団同時交流の参加者減により全体では 914,850
円減の 91,106,150 円となった。

- ・ 協賛金

全体で 3,008,800 円増の 14,348,800 円となった。

なお、「スポーツ活動サポートキャンペーン」における大塚製薬の協賛金が予算額に対して増となっているが、平成 26 年度決算とほぼ同額となった。

- ・ 雑収入

スポーツ少年団グッズやマーク使用料等の収入減により、408,280 円減の 861,720 円となった。

以上により、収入合計額は、予算額に対し 35,888,791 円減の 591,289,209 円となった。

〔支出の部〕

- ・ 指導者・リーダー養成・研修

スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会の開催希望が少なかったこと、また、幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会の会場費の減額とともに、その他の科目で経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 18,613,117 円減の 96,914,883 円となった。

- ・ 指導者協議会

会場費等が減額となったことにより 691,781 円減の 2,257,219 円となった。

- ・ 少年団顕彰

ほぼ予算額どおりの執行となった。

- ・ 国内交流

全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかったこと、また、全国スポーツ少年団剣道交流大会及びバレーボール交流大会において、経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 10,982,983 円減の 82,897,017 円となった。

- ・ 国際交流

日独スポーツ少年団同時交流の派遣人数の減及び日中青少年スポーツ団員交流の受入において、中国からの参加者数が大幅に減となったことなどにより、全体で 17,155,291 円減の 54,449,709 円となった。

- ・ 広報出版

出版物の発行経費の減額により、5,575,282 円減の 75,085,718 円となった。

- ・ 研究調査

専門部会、プロジェクト及びワーキングを開催し、全体で 1,402,718 円減の 3,559,282 円となった。

- ・ スポーツ活動サポートキャンペーン

スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、1,780,757 円減の 4,955,243 円となった。

- ・ 組織整備強化

予算額に対し 5,857,929 円減の 128,568,071 円となり、平成 26 年度決算とほぼ同額となった。

- ・ 登録認定関係

Web 登録の開始に伴う郵送料の減額、登録システムの開発費が資産計上処理され減価償却費の支出となったことなどにより、25,499,155 円減の 13,612,845 円となった。

- ・ 運営諸費

ほぼ予算額どおりの執行となった。

なお、「運営費」については、スポーツ少年団に関わる職員の人件費及び事務局諸費等を計上した。

以上により、支出合計額は、予算額に対し 86,927,643 円減の 538,427,357 円となり、今期の収支差額は 52,861,852 円となった。

なお、収支差額については、日本体育協会全体の決算の中で処理される。

<主な意見>

- ・ 伊 藤 委 員 : 日中青少年スポーツ団員交流の中国からの派遣者が減となった要因はあ(学識経験)ったのか。
- ・ 事 務 局 : 具体的な要因は不明である。40 名定員のところ 28 名の派遣者であった。
- ・ 宗 像 委 員 : 収入総額のうち約 6 割が登録料収入となっている。収支差額が出ている(学識経験)ことを考慮すると、何らかの形で還元してはどうか。
- ・ 事 務 局 : 収支差額については、日本体育協会全体の決算の中で処理されるが、ご意見として承る。

(3) 平成 29 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について《資料No.3》

平成 29 年度の活動計画について平成 28 年度からの変更点を中心に概要を説明し諮り、これを承認。また、要望予算は、6 月 4 日開催の平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会で活動計画の承認を得た後に編成するため、活動計画の変更が生じた場合の対応と併せて坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

【活動計画：平成 28 年度からの変更点等】

- ・ 指導者養成・研修

「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進」のうち、「普及促進活動支援」については、平成 29 年度に新規で行うものとして、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会」の修了者が、各都道府県の依頼により県内の講習会講師を務める際に、謝金の補助等、何らかの経費的な支援を行うことを予定している。
- ・ 国際交流

日独の指導者による交流は、隔年で異なる財源で実施しており、平成 29 年度は、日本スポーツ少年団の自己財源である「日独スポーツ少年団指導者交流」として実施する。なお、平成 29 年度の指導者交流については役員を派遣する。

「日中青少年スポーツ交流」は、隔年で派遣と受入を実施しており、平成 29 年度は団員交流および指導者交流とも受入の年となる。
- ・ 研究調査

引き続き、専門部会、プロジェクトの開催を通じて、スポーツ少年団育成計画の遂行と併せ、様々な課題について協議する。

また、平成 28 年度に引き続き、「スポーツ少年団運動適性テスト検討ワーキンググループ」において、運動適性テストの見直しに取り組む。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組み

「フェアプレーの推進」、「全国スポーツ少年団活動」、「オリ・パラへの参画」及び「組織基盤整備」の各事項に取り組む。
- ・ その他

「暴力行為根絶に向けた取組み」については、各種行事、大会等を通じて暴力根絶に向けた取り組みを継続する。

**(4) 日本スポーツ少年団役員（本部長及び副本部長）候補者選定委員会規則の制定
及び選定委員会委員について《資料No.4》**

平成 29 年 6 月の役員改選に向けて、「日本スポーツ少年団役員（本部長及び副本部長）候補者選定委員会規則」を制定するとともに、同委員会において「日本スポーツ少年団役員（本部長及び副本部長）候補者選定に関する基本的な考え方」を検討することについて諮り、これを承認。

また、平成 29 年度の役員改選における選定委員に日本体育協会から泉専務理事及び大野常務理事を選出し、都道府県体育（スポーツ）協会・スポーツ少年団関係者及び外部有識者として参画いただく委員の人は泉専務理事と坂本本部長に一任することについて併せて諮り、これを承認。

(5) 第 39 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び

第 14 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について《資料なし》

来年 3 月に愛知県で開催される第 39 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び福井県で開催される第 14 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の実施要項について、各大会実行委員会に出席する坂本本部長または副本部長に一任することを諮り、これを承認。

なお、今後 9 月から 10 月に各大会実行委員会において交流大会実施要項が決定した後、各都道府県スポーツ少年団に通知する。

(6) 平成 28 年度日本スポーツ少年団顕彰について《資料No.5》

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき推薦があった 35 都府県 65 市区町村スポーツ少年団及び 45 都道府県 153 名の指導者の表彰について諮り、これを承認。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈は、従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることについて併せて諮り、これを承認。

(7) その他「社会教育功労者表彰の推薦について」《資料なし》

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦は、例年 6 月上旬に文部科学省が公募を行い、8 月上旬に同省に推薦を行うこととなっていることから、今後、同省の公募に基づく推薦候補者の決定は、坂本本部長に一任することについて諮り、これを承認。

<協議事項>

(1) 日本スポーツ少年団「第 10 次育成計画」具体案について《資料No.6》

「第 10 次育成計画」について、事務局から各項目の具体案を説明の後、協議。

今後、各委員からの意見を踏まえるとともに、都道府県スポーツ少年団に意見聴取をした上で次回 11 月開催の常任委員会において再度事務局より案を提示することが確認された。

<主な意見>

- ・ 星 委 員 : 内容については、いずれも理解できる。今回示された具体案については、
（ 東 北 ） 引き続き対応する内容なのか、それとも 6 年かけて順序を追って展開していく内容なのかというと、全部網羅されており、アクションプランとしてふさわしい内容がどれかが、わかりにくいと感じた。
あくまで感想であるが、その辺りの整理が必要なのではないか。

- ・ 神 谷 委 員 (学 識 経 験) : 新たな取組みについては敬意に値するが、それらの取組みについて、エビデンスが計画に盛り込まれているのか教えてほしい。エビデンスがないままでも取り組んでも結果的には意味がなく、ただやりたいからやっていると言われてしまう。
- ・ 事 務 局 : 例えばどの内容に関して該当するかご指摘いただきたい。
- ・ 神 谷 委 員 (学 識 経 験) :
 - すでに実施段階に入っている内容がいくつかあると思うが、例えば、「4. スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピック・ムーブメントの推進」の「(2)オリンピック精神の普及」の「①フェアプレーの理解と実践の促進」として、『あくしゅ、あいさつ、ありがとう』の実践奨励」とあるが、もっともなフレーズであるが、この内容がフェアプレーとどういう形でつながっていくのか。
 - また、同じく「②障がい者のスポーツ活動への理解促進」として、「障がい者スポーツに関する情報の発信」とあるが、それがスポーツ少年団のメンバーにとってどういう意味があるのか。
 - それから、「(1)スポーツ少年団の理念の普及・実践」も同じだと思う。スポーツ種目の優勝を目指すことになりがちであることを改め、スポーツ少年団を通した青少年の健全育成を図るためにACPの普及が行われている。
 - 様々な取組みを実施すれば、ただ実施するだけではなく、その成果を数値的に明確に理解できる形で示し、価値があるということを示さないと、結果的に優勝至上主義に落ちてしまうことを懸念している。
- ・ 事 務 局 :
 - ご意見も踏まえてとり進めたい。
 - また、日本体育協会としても、国のスポーツ基本計画や、日本体育協会創立 100 周年の時に掲げたスポーツ宣言日本に基づく「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」を策定している。この推進方策の中では、どのように取り組んで、どのようにチェックするかといった仕組みを作って評価することとしている。
 - 当然、スポーツ少年団活動についても日本体育協会全体の活動と連携してチェックしていくように取り組んでおり、今回の具体案にも、そういった内容を十分に反映させたい。
- ・ 富 田 委 員 (学 識 経 験) :
 - ACP に関しては、幼児期や小学校低学年の子どもたちに対して運動遊びが有効であるとのエビデンスが数多くあることは明らかである。今回の普及促進として講習会を開催することによって、運動遊びを導入するスポーツ少年団が増えたり、運動遊びを主活動としたスポーツ少年団が設立されたりするなど、実数は把握していないが、増えているということは色々なところから聞こえている。しっかりしたデータにはなっていないが、今後の普及にあたっては観点として取り組みたい。
- ・ 高 山 委 員 (関 東) :
 - 「3. 活動の充実」の「(6)国内交流活動の充実」の「②競技別交流大会の充実」において、「既存の競技別交流大会の在り方・大会形態の検討」とあるが、参加年齢について、本委員会でもこれまでも議論されているが、剣道については、小学 3 年生の参加を許可してはどうか。

剣道の練成大会では小学 1 年生の参加も認められており、57 回の開催を数える大会となっているが、事故らしい事故は出ていない。

- ・ 三 和 委 員 : 「4. スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピック・ムーブメントの推進」の「(3)2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連活動の実施」に係る取組みとして、聖火リレーへも関わるようにしてほしい。

「2. 指導者・リーダーの育成」の「(2)有資格指導者の研修方法・内容の検討」のうち、再研修については、都道府県レベルでは企画するのが難しい面もある。

(2) 全国スポーツ少年大会の実施形態の変更について《資料No.7》

本大会における団員の参加資格（年齢）と人員について協議。

リーダーとしての資質を高めるとともに、中・高校生のリーダー活動を始めとするスポーツ少年団活動の継続を促すため、現在の『小学 4 年生以上高校 3 年生相当の年齢の者』で『小学生 4 人、中・高校生 4 人』から『中学 1 年生以上高校 3 年生相当の年齢以下の者』に加え、『ジュニア・リーダー資格を有し、かつ都道府県スポーツ少年団本部長が認めた小学 6 年生』で、『各都道府県 5 人』とすることが確認された。

<主な意見>

特になし

(3) スポーツ少年団登録規程施行細則の改定(案)及び

スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱い(案)の制定について《資料No.8》

幼児の受け入れが可能な単位団において、幼児を受け入れる際の規定上の整理が必要となることから登録規程施行細則の改定（案）について協議。

また、平成 28 年度から Web による登録システムが本格稼働し、各級スポーツ少年団の登録申請の際、E メールアドレスの登録が必須となっており、今後、登録された E メールアドレスを活用し、各種情報の提供等を実施する上で、登録者の個人情報の取り扱いについて整理が必要となることから、登録者個人情報の取り扱い（案）を制定することについて協議。

今後、各委員からの意見を踏まえ、次回 11 月の常任委員会で再度事務局より案を提示し、議案とすることが確認された。

<主な意見>

- ・ 星 委 員 : 登録規程施行細則について、「団員は、概ね 3 歳以上とする。」とあるが、
(東 北) この「概ね」という言葉について、どういった趣旨か。
- ・ 事 務 局 : 限定的な記載にしてしまうと、3 歳以上の者を必ず登録させなければいけないといった誤解を招く恐れがあるため、「概ね」を記載した。
「ただし」以降に記載の内容と併せ、「概ね」を記載するかどうか検討したい。
- ・ 河 野 委 員 : 説明の中で、すでに一部のスポーツ少年団において幼児が登録されているとのことであるが、どのような方法で把握されたのか。
- ・ 事 務 局 : これまでは紙による登録であったため把握できなかったが、平成 27 年度から試験的に導入した Web 登録により把握することができた。

- ・ 富 田 委 員 : 平成 27 年度にスポーツ少年団の活動に関するアンケート調査を実施した
(学 識 経 験) ところ、30%のスポーツ少年団において、未就学児が活動に参加している実態が明らかになった。兄弟と一緒に活動に参加していると思われる。そのほとんどが、登録は伴っていないものと捉えている。
- ・ 河 野 委 員 : ある競技の関係者から、幼児のみを対象とした大会を実施したいとの要
(近 畿) 望があったが、どうすべきか。スポーツ少年団は、大会をするための組織ではないはず。はじめがなくなってきたのではないか。
- ・ 事 務 局 : スポーツ少年団はスポーツを通して子どもたちのこころとからだを育て
るという理念があり、大会を行うための組織ではないということを考えれば、幼児のみを対象とした競技大会は望ましいものではないと思う。
- ・ 河 野 委 員 : その大会の実施を認めた場合、もしも事故が起きた時には、日本本部ま
(近 畿) で影響があるのではないかと思い、実施の是非について確認した。
- ・ 事 務 局 : スポーツ少年団全体の活動と大会の開催は趣旨・目的が違うことから、
各都道府県においてもご判断いただきたい。そういった状況があるということ
を承り、今後の検討材料としたい。
- ・ 望 月 委 員 : 内容については異論ないが、先ほどの説明において、「3 歳以上」とする
(学 識 経 験) 根拠として、学校教育法の幼児の規定を挙げられていたようだが、児童福祉法の「幼児」の規定は 1 歳以上となっている。学校教育法では、満 3 歳以上の未就学児を幼稚園に入れられるとする規定となっている。説明の内容をご確認いただきたい。
- ・ 議 長 : 確認したい。
- ・ 富 田 委 員 : 「ただし」以降の文章には主語がないように思うため、主語を追加する
(学 識 経 験) とともに、文末の表現についても、「できるものとする」としてはどうか。
- ・ 議 長 : 検討したい。
- ・ 神 谷 委 員 : 現在の登録では、年齢ごとの登録者数がわかるような内容になっている
(学 識 経 験) のか。登録にあたって年齢を確認することにより、実態を把握することが可能になるのではないか。
- ・ 事 務 局 : すでに、登録にあたっては、年齢を登録してもらうようになっており、
年齢別の登録者数は把握可能な状態になっている。

(4) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度の改定作業に伴う対応について《資料No.9》

日本体育協会公認スポーツ指導者制度の平成 30 年度からの改定に伴い、今後、スポーツ少年団としても対応が必要となることから、その対応方法等について協議。

今後、スポーツ少年団としても、指導育成部会を中心に協議・対応することと、適宜、各都道府県スポーツ少年団に意見聴取を行うことが確認された。

<主な意見>

- ・ 佐 藤 委 員 : 検討の推移をみたいと思う。一体化するのもなかなか難しいと思う。
(北 海 道)
- ・ 伊 藤 委 員 : 全国スポーツ少年団指導者協議会の運営委員長の立場で発言するが、ス
(学 識 経 験) ポーツ少年団の指導者資格のみが公認スポーツ指導者資格からはみ出してしまっても、非常にづらいものがある。一方で、公認スポーツ指導者

資格と一体化された場合でも、資格取得に時間を要する等の課題もあるため、6 月 24～25 日に開催される全国スポーツ少年団指導者協議会において、状況を報告いただき、各都道府県の意見を確認したい。

スポーツ少年団の指導者として、正しい指導ができ、地域社会から認められるように、指導者協議会としても取り組んでいきたい。

- ・ 事 務 局 : 事務局としても全国スポーツ少年団指導者協議会においても説明し、ご意見を伺いたいと考えている。

<報告事項>

(1) 平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について《資料No.10》

議長から資料に基づき報告。

(2) 平成 28 年熊本地震に伴う日本スポーツ少年団における対応について《資料No.11》

災害義援募金への協力について、加盟都道府県体育（スポーツ）協会、中央競技団体、関係スポーツ団体及びその傘下の関係諸団体等に対し、すでに日本体育協会として依頼していることに鑑み、日本スポーツ少年団としても、都道府県スポーツ少年団宛に災害義援募金への協力を依頼していることを報告。

<主な意見>

- ・ 土 江 委 員 : 熊本、大分ではまだまだ余震が続いている。現在の被災地の状況について（九州）では、明日の委員総会で熊本県からご報告いただくこととしている。前回の本委員会でも協力を依頼したところであるが、日本スポーツ少年団としても協力依頼を発信いただいております。すでに全国から義援金のほか、支援物資をいただいているが、被災地の子どもたちは、十分な活動ができていないようである。諸般の事情を踏まえつつ、引き続きご支援いただきたい。

(3) 第 43 回日独スポーツ少年団同時交流日本団の派遣団員の決定について《資料No.12》

5 月の事前研修会を経て、団員 67 名、指導者 10 名、団長団 3 名の合計 80 名を日本団として決定した旨を報告。

<主な意見>

- ・ 土 江 委 員 : 九州 I・II グループについて、九州各県内で調整したものの、グループ（九州）として派遣できなかった。派遣に対して、派遣者の経済的な負担が大きいたことが影響しており、負担軽減の取組みをお願いしたい。
- ・ 富 田 委 員 : 活動開発部会長としてお願いがある。今回の派遣から各都道府県スポーツ少年団の本部長特別推薦枠を新設したが、活用人数は 3 名であった。活動開発部会としては、10～20 名程度の活用を見込んでいた。この制度が、各本部長に十分に周知できていなかったことが原因だと考えている。ドイツに行く、多感な世代のリーダーたちは見違えるほど成長することから、ぜひこの制度を活用し、日ごろ学校部活動等により、シニア・リーダースクールに参加できないようなリーダーをピックアップしていただき、活用人数が全体で 2 桁になるようにご協力をお願いしたい。

- ・伊藤委員：本部長特別推薦の内容については、十分に周知いただきたい。
(学識経験) また、ブロックによっては例年、派遣定員を満たしているブロックもあり、静岡県では、派遣したくても定員で派遣できないケースもある。そういったケースでは本部長特別推薦枠を活用し、定員に満たないブロックの派遣者として推薦することができるようにしてはどうか。
実際には、申込を締切ってから再募集をするとなると事務的・時間的に大変かと思うが、多くの団員を派遣するためのひとつの方策として検討いただきたい。
- ・議長：ご意見を参考にし、検討したい。

(4) 2016 年日中青少年スポーツ団員交流日本団の団長団の決定について《資料No.13》

団長には、日本スポーツ少年団の井上征三副本部長、副団長には、京都府スポーツ少年団の松本益千嘉副本部長、総務には、京都府スポーツ少年団事務局の中村有希氏と日本体育協会地域スポーツ推進部クラブ育成課の岩田亜紀子を決定した旨を報告。

(5) 第 31 回オリンピック競技大会(2016/リオデジャネイロ)日本代表選手団壮行会へのスポーツ少年団登録者の参加申込状況について《資料No.14》

7 月 3 日に国立代々木競技場第一体育館で行われる標記壮行会に、6 月 3 日時点で 7 都県から指導者 184 名、団員 402 名の計 586 名から参加申込があった旨を報告。

(6) 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料No.15》

各部会長（副部会長）、事務局から資料に基づき報告。

【指導育成部会】

- ・「第 9 次育成 5 か年計画について」

「登録システムの改善」、「指導者制度の検討」、「研修内容の検討」の 3 項目について、今後の取り進め方を協議。

特に、「登録システムの改善」では、今年度から本格運用となった Web 登録システムにより、登録に係る事務手続きが簡素化されることから、登録期間の延長や追加登録の実施について検討することとし、今後、都道府県スポーツ少年団に対し、意見聴取を行い、その際の意見聴取の方法などを協議。

- ・「平成 28 年度生涯スポーツ功労者表彰について」

スポーツ庁が実施している顕彰事業の推薦候補者を選出。

北海道、東京都、石川県、滋賀県、宮崎県が選出県となっており、各県 2 名計 10 名の方々を候補者として推薦。

【広報普及部会】

- ・「第 9 次育成 5 か年計画について」

- スポーツ少年団の認知度向上と新規団員獲得に向けた情報発信に関する取り組み
ホームページの充実策として、各種活動の紹介やオリンピック・ムーブメントに関する新規ページの作成を検討。また、新規団員獲得に向けて、広報物の再告知・スポーツ少年団検索ページの新規作成等を検討。

➤ 広報を学ぶ機会の提供

来る 6 月 26 日に実施する第 21 回スポーツ少年団指導者全国研究大会における広報活動に関する分科会の内容確認と参加者から募る広報資料の具体的な掲示方法や、全体の進め方について確認。

➤ 既存の広報出版物の評価と広報ツールの活用方法の周知

これまで本会が発行・発信している広報出版物・HP 等の広報ツールに関する活用状況等のアンケート調査を各級スポーツ少年団を対象に実施することを検討。

【活動開発部会】

・「日中青少年スポーツ交流」

現在の覚書の有効期限が 2017 年度であることから、覚書の更新に向けて内容を確認。

また、特に団員交流において、東日本大震災の影響により、日本での受入を一度中止したため、派遣と受入で日本側と中国側の同一地域が交流する形態となっていないという現状を解決する案について協議。今後、都道府県スポーツ少年団に対し、アンケート調査を実施し、再度協議することを確認。

・「2020 年における各種交流・大会の実施について」

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会期間中やそれよりも前の期間から日本スポーツ少年団の夏の交流・大会に何らかの影響が出ることが予想されるため、各交流・大会の開催地として決まっているブロック等に対し、実施に関する調査を行い、開催の可否について検討していくことを確認。

・「全国競技別交流大会における参加チームへの対応について」

本年 3 月に鹿児島県にて開催された剣道交流大会において、要項記載の「大会全日程に参加する」というルールを守らず、閉会式に参加しなかったチームがあったことを受け、再発防止に向けた取り組みや再発時の対応について確認。

【リーダー養成ワーキンググループ】

・平成 28 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

プログラム進行・担当講師について協議。昨年度に引き続き、アクティブ・チャイルド・プログラムの実技研修と座学を実施することを確認。

・平成 28 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて

プログラムの運営方法等について協議。

今後、講師および運営リーダーによる事前打ち合わせ会議を行い、開催に向けた準備を進めていくことを確認。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

・プログラム普及のためのコンテンツ

島根県での教育委員会と連携した取り組み事例を紹介する動画の内容を確認。

- ・ 普及講習会

昨年度の普及講習会で得られたアンケートの結果や昨年度の反省を踏まえ、平成 28 年度の担当講師の割り振り、講習会内容を検討・確認。

- ・ 講師講習会

講習会参加に当たっての参加条件や講習会内容を検討・確認。

【運動適性テスト検討ワーキンググループ】

これまでの運動適性テストを含めた体カテストに関する流れについて確認し、新しく検討するテストの趣旨・目的について協議。

協議の結果、スポーツ少年団登録者の中心である子どもから成人までの運動の基本能力をより科学的に測定するテストを検討することを確認。

(7) ブロック報告について《資料なし》

- ・ 土 江 委 員 : 福岡県において開催予定であった九州ブロック会議が、地震の影響により (九 州) り中止となった。九州各県で連絡を取り合い、スポーツ少年団の取組みに遺漏の無いように連携していくことを確認した。

(8) その他

特になし。

上記報告事項について、いずれも了承された。

以上、17 時 00 分終了。